

## 新型コロナウイルス感染症関連情報

### ■ワクチンの4回目接種が始まります（60歳以上・18歳以上の基礎疾患がある方など）

重症化予防を目的として、新型コロナワクチンの3回目接種を受けてから5カ月を経過した60歳以上の方や18歳以上の基礎疾患がある方などを対象に、4回目接種が始まります。

詳しくは、[千葉市 コロナワクチン 4回目](#)

**接種時期** 3回目の接種を受けてから5カ月以上経過後

**対象者** 接種日時時点で、千葉市に住民票がある次の方

- ・60歳以上の方
- ・18歳以上60歳未満で【右記】の基礎疾患で通院または入院している方
- ・18歳以上60歳未満でBMI（体重kg÷身長m÷身長m）が30以上の方
- ・18歳以上60歳未満で重症化リスクが高いと医師が認める方

**費用** 無料（交通費などは自己負担）

**ワクチンの種類**

ファイザー社製またはモデルナ社製

**接種券の発送**

市では、【右表】のスケジュールで、3回目接種を受けた18歳以上のすべての方に接種券を送付します。対象者【上記】に該当しない場合は、接種を受けられません。ご自身が対象となるか不明な方は、事前に医療機関にご相談いただくか、接種会場で予診の際にご相談ください。

なお、他市などで3回目の接種を受けてから千葉市に転入した方などは、市コロナワクチン接種コールセンターにご連絡いただくか、市ホームページから申請方法をご確認のうえ、申請してください。

#### 4回目接種の対象となる基礎疾患

- ・慢性の呼吸器の病気
- ・慢性の心臓病（高血圧を含む）
- ・慢性の腎臓病
- ・慢性の肝臓病（肝硬変等）
- ・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病
- ・血液の病気（鉄欠乏性貧血を除く）
- ・免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む）
- ・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
- ・染色体異常
- ・重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
- ・睡眠時無呼吸症候群
- ・重い精神疾患（精神疾患の治療のために医療機関に入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」のいずれかに該当する）
- ・知的障害（療育手帳を所持している）

3回目接種の時期	接種券の発送日
2月1～14日	6月21日(火)
2月15～28日	7月5日(火)
3月1～31日	7月19日(火)

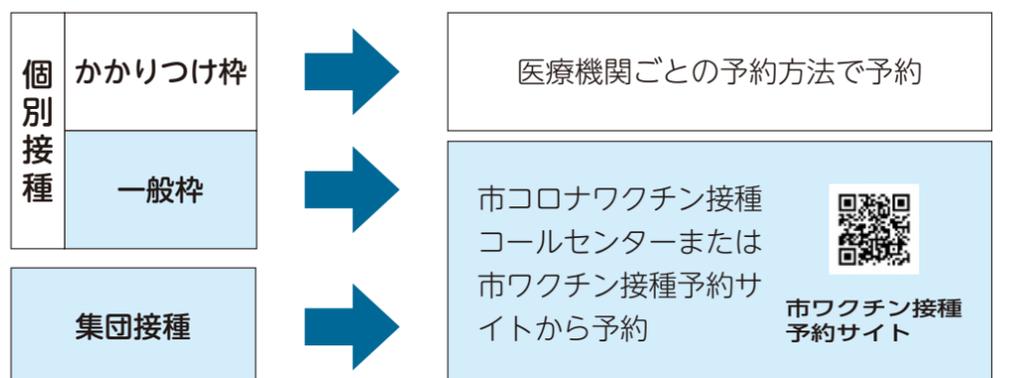
接種券のお届けは、発送日の翌々日から数日間かかります（土・日曜日、祝日を除く）。発送日からしばらくたっても接種券が届かない場合、市コロナワクチン接種コールセンターにお問い合わせください。

#### 4回目接種の予約方法

個別接種で各医療機関が直接予約を管理する「かかりつけ枠」を予約する方は、医療機関ごとの予約方法で予約してください。

個別接種でどなたでも接種を受けられる「一般枠」を予約する方と、集団接種会場を予約する方は、お手元に接種券をご用意の上、市コロナワクチン接種コールセンター【下記】にお問い合わせいただくか、市ワクチン接種予約サイトから予約してください。

なお、個別接種の「一般枠」は、医療機関に直接連絡をしても予約できませんので、ご注意ください。



\* 利用可能な市内の医療機関や集団接種会場は、市ホームページをご確認いただくか、市コロナワクチン接種コールセンターにお問い合わせください。

\* 掲載している情報は、5月12日時点の情報です。最新の情報は、市ホームページなどをご確認ください。

#### 相談・問い合わせ

- ワクチンの接種予約、接種会場、接種券発行

市コロナワクチン接種コールセンター

☎0120-57-8970

8:30～21:00（土・日曜日は18:00まで）

耳や言葉の不自由な方 ☎245-5128

✉cv-call@city.chiba.lg.jp

- 接種後の副反応、医学的知見が必要となる専門的な相談

県新型コロナワクチン副反応等専門相談窓口

☎03-6412-9326 24時間（土・日曜日、祝日を含む）

- 新型コロナワクチン接種の施策などの問い合わせ

厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター

☎0120-761-770 9:00～21:00（土・日曜日、祝日を含む）

### ■住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

6月以降、新たに世帯全員の2022年度分の住民税均等割が非課税となった世帯または、新型コロナウイルス感染症の影響により2022年1月以降の家計が急変して非課税相当となった世帯（家計急変世帯）が給付金（1世帯あたり10万円）の支給対象となります。

\* 給付金は、1世帯につき1回のみ、重複受給はできません。既に2021年度分の住民税非課税世帯に対する給付金を受けた世帯等は対象外です。

詳しくは、市非課税世帯等給付金コールセンターにお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。[千葉市 住民税非課税 給付金](#)

#### 相談・問い合わせ

市非課税世帯等給付金コールセンター

☎0120-201-745 8:30～17:30（平日）

耳や言葉の不自由な方

☎245-5541

✉kyuhukin-suisin@city.chiba.lg.jp

本紙掲載の催しは、新型コロナウイルスの影響で中止や内容などを変更することがあります。最新の情報を主催者にご確認ください。参加する時は、マスクを着用し、体調がすぐれない場合などは、参加を控えるようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に関する情報は、[千葉市 コロナ](#)